

第6回 奈良県LPGガス料金高騰対策事業
【交付申請等の手引き】

令和8年9月

一般社団法人 奈良県LPGガス協会
補助金センター

第6回 奈良県ＬＰガス料金高騰対策事業 支援金交付申請等の手引き

I. はじめに

この手引きは、第6回 奈良県ＬＰガス料金高騰対策支援金交付要綱（以下「交付要綱」という。）を補完するものです。

本支援金は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を財源とし、物価高騰の影響を受けているＬＰガス利用者への支援が目的となっていることから、国及び県からは、支援金の適正な執行が求められており、不正行為は厳正に対処されることとなります。

交付要綱及び本手引きを十分確認いただき、支援金の申請及び交付を受ける際は、適正に行われますよう切にお願いいたします。

なお、本手引きは、事業開始後も適宜改訂を行うこととします。また、記載した内容を予告なく変更する場合がありますので、常に最新版を確認願います。

II. 支援金の概要と基本的な事項

1. 対象となる事業期間（あくまで算定根拠です。）

令和8年7月～令和8年9月の3ヶ月（物価高騰対策）

（他の光熱費等高騰対策の対象期間と整合）

2. ＬＰガス料金の定義

消費者に請求すべき基本料金及び従量料金が対象となる。

※基本料金、従量料金と別に設備使用料、器具代、リース料及びレンタル料を請求する場合は、ＬＰガス料金の上昇とは関係がないため対象とならない。

3. 事務局

「補助金センター」を「一般社団法人 奈良県ＬＰガス協会」内におく。

4. 支援対象者

奈良県内でＬＰガスを使用する一般消費者等が対象。

※工業用、質量販売、国または地方公共団体によって管理等が行われている公共施設は除く。

※公立施設であっても、公営住宅の入居者や施設の利用者がＬＰガス料金を負担している場合は対象となる。

※一軒の家庭に複数の契約に基づき供給している場合は、契約ごと（基本料金が発生するメーター数ごと）に支援額を算定する。

※ガス事業法で定めるコミュニティガスの需要家について、指定旧供給地点に供給されている販売事業所は、事前に「特別供給条件許可申請書」を近畿経済産業局へ提出する必要がある。また、自由化団地に供給されている販売事業所は今後、ガス事業法に規定する第14条第15条書面（周知・書面の交付）より、お客さまに取引条件の変更（料金の値引き）について、周知等を行う必要がある。詳しくは（一社）コミュニティガス協会近畿支部（Tel:06-6231-3226）へ確認をお願いします。

5. 支援額及び方法

補助金額：２億２，７００万円

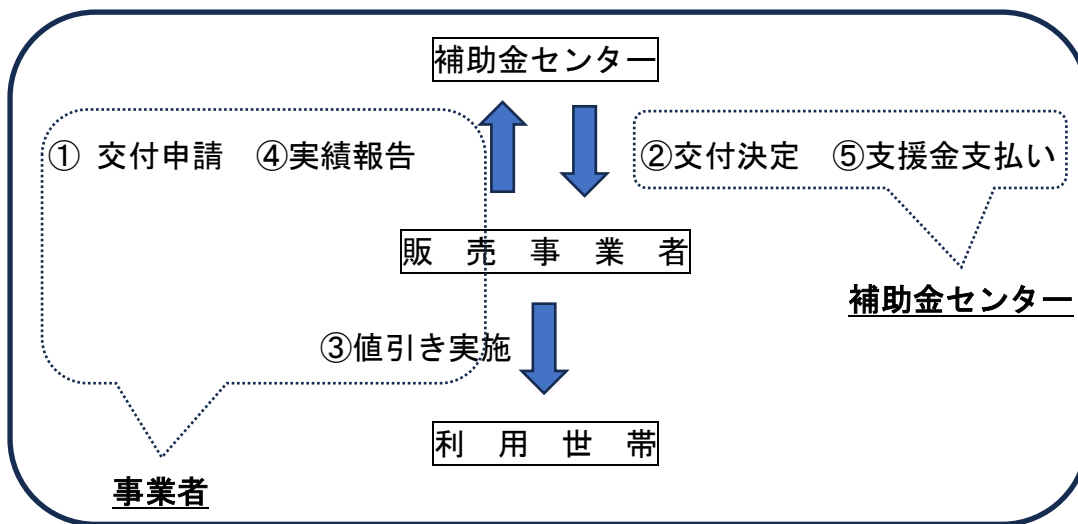
支援内容	支援金の額
支援実施のための 原資	1,200円(税込み1,320円)×世帯数 (現に供給している基本料金が発生する メーター数) (各世帯１回のみ)
販売事業者への 経費支援	・ 事務費 40,000 円 及び ・ 1 世帯あたり 100 円 (300,000 円を上限) 合計額 340,000 円を上限とする

6. 支援（値引き）の実施

- ・ 検針票、請求書等の日付が令和８年１０月１日（木）～１２月３１日（木）までになるように実施してください。
- ・ 実績報告を令和９年１月２２日（金）厳守提出してください。

※検針票、請求書、Web明細、領収証等に「奈良県の支援によりガス料金から1,200円(税込み1,320円)を減額しています。」等の文言を明示してください。

Ⅲ. 手続きの流れ



① 「交付申請書」の提出

支援金の活用により消費者のＬＰガス料金値引きを行う販売事業者は、交付要綱第５条により、交付申請書（様式第１号）を補助金センターに提出願います。

また、今回は精算払いを原則といたしますが、概算払いを選択される事業者は、補助金センターまでご連絡ください。

補助金センターは、令和８年９月２４日（木）９時より稼働いたします。

(1) 申請期限

令和８年１０月３０日（金）までに提出してください。

(2) 提出方法

- ・ 持参にて （受付時間：平日９：００～１７：００）
- ・ WEBサイト **※推奨：WEB申請サイトにてアップロード可能**
(<https://naralpg.jp> 協会ホームページ内)
- ・ 電子メール **※補助金センター専用電子メールアドレス (topic@naralpg.jp)**
- ・ 郵送にて **※期限当日の消印有効です。間に合わない場合には、期限までに電話等でご連絡のうえ、速やかに提出願います。**

※申請は、一業者一申請となります。

営業所等が複数ある場合は、取りまとめのうえ提出してください。

(3) 支援対象とする一般消費者等の件数

申請時の件数を記載してください。

「手引きⅡ. 支援金の概要と基本的な事項 ４. 支援対象者」の内容を確認いただき申請してください。

件数は、実績報告書兼精算払請求書（第3号様式）で確定しますので、申請書提出後に件数の増減が生じても構いません。

※LPガス事業者賠償責任保険の消費者戸数との整合に留意のこと。

(4) 支援金申請額

- ・消費者支援金：世帯数（メーター数）×1,200円
- ・事業者支援金：事務費40,000円＋（世帯数（メーター数）×100円）
（但し、世帯数（メーター数）3,000件 合計額340,000円を上限とする）

《例》世帯数（メーター数）が100件の場合

- ・消費者支援金：100件×1,200円＝120,000円
- ・事業者支援金：事務費40,000円＋（100件×100円）＝50,000円

合計 170,000円

(5) 添付書類

下記書類を添付してください。

- 1) LPガス販売事業登録証または登録簿謄本の写し
◎第5回の交付申請時にご提出いただき変更のない事業所は不要です。
- 2) 県税の納税証明書（全税目）の写し（令和8年4月1日以降に取得したもの）
◎奈良県外の事業所は不要です。◎第5回の交付申請された事業所は不要です。
- 3) 法人：法人の履歴（現在）事項全部証明書の写し※
- 4) 個人事業主：申請者の身分証明書（運転免許証（両面）やマイナンバーカード（顔写真がある表面）又は住民票※等のいずれかの写し

※交付申請日から3か月以内に取得したものを添付してください。

添付書類は、補助事業の経費に関する帳簿及びすべての証拠書類とともに補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間（令和13年度まで）保管し、事務局、県、国等の閲覧に供せるよう保管してください。

② 「交付決定」の通知

上記①の交付申請書を提出された事業者には、内容を審査の上、補助金センターから交付決定通知書（第2号様式）にて通知します。

③ 「実績報告書兼精算払請求書」の提出

支援を行った一般消費者等の件数と支援実施額が確定しましたら、期限までに実績報告書兼精算払請求書（第3号様式）を提出願います。

(1) 提出期限

令和9年1月22日（金）厳守

(2) 提出方法

- ・持参にて（受付時間：平日9：00～17：00）
- ・WEBサイト **※推奨：WEB申請サイトにてアップロード可能**
(<https://naralpg.jp> 協会ホームページ内)
- ・電子メール **※補助金センター専用電子メールアドレス(topic@naralpg.jp)**
- ・郵送にて **※期限当日の消印有効です。間に合わない場合には、期限までに電話等でご連絡のうえ、速やかに提出願います。**

※申請は、一業者一申請となります。

営業所等が複数ある場合は、取りまとめのうえ提出してください。

(4) 添付書類

支援件数及び値引きの実績額の根拠として、次のものを添付してください。

(1) 交付対象世帯一覧表

（様式の内容が記載されているものであれば、任意様式でも可。）

※極力、補助金センターの様式をご利用ください。

(2) 通帳等の写し

※第5回より変更のない場合は不要

※第5回より変更される場合及び新たに申請される場合は、銀行名・支店名・口座種別・口座番号・名義人が写っているもの（見開き1ページ目）の写しを提出してください。

(3) 請求書等の帳票

※実績報告書兼精算払請求書（第3号様式）及び添付書類

※支援実績を確認するため、一般消費者等について、支援（値引き）をしたことがわかる請求書等の帳票を任意の消費者5件分（一般消費者数が5件未満の場合は全件数分）

こちらの添付書類も、補助事業の経費に関する帳簿及びすべての証拠書類とともに支援事業の完了の日の属する年度の終了後5年間（令和13年度まで）保管し、補助金センター、県、国等の閲覧に供せるよう保管してください。

④「支援金額決定通知書」の送付

実績報告書兼精算払請求書（第3号様式）を提出され、請求書等の帳票の内容を審査の上、補助金センターから支援金額交付決定通知書（第4号様式）を送付し、順次支援金を指定口座に振り込みます。

第6回 奈良県L P ガス料金高騰対策支援金

【申請様式 一式】

記入例

令和8年9月

一般社団法人 奈良県L P ガス協会

第1号様式（第5条関係）

令和8年 10月 3日

一般社団法人 奈良県LPガス協会 様

事業者名： 奈良商店

代表者役職・氏名： 奈良 太郎

〒630-8132
事業者所在地： 奈良県奈良市大森西町13-12

電話番号： 0742-33-7192

FAX番号： 0742-33-7193

担当者名：
※代表者と同じ場合は不要

担当者住所： 〒
※事業者と同じ場合は不要

第6回 奈良県LPガス料金高騰対策支援金 交付申請書

奈良県LPガス料金高騰対策支援金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1. 事業者区分（該当する区分に☑）

☒ 液化石油ガス販売事業者

☐ コミュニティーガス小売事業者

2. 精算払いを原則とします

※概算払いを請求される方は、補助金センターまでご連絡ください

3. 値引き対象とする一般消費者等の件数（予定）

※（令和8年9月30日時点においてL P ガス の販売契約を締結している奈良県内のL P ガス一般消費者等）

100 件

4. 宣誓・同意事項

次の項目に宣誓又は同意する場合に、☒してください。

（交付申請には、全ての項目に☒の印が必要です。）

- ☒ 令和8年10月1日以前から、L P ガス販売事業を営んでおり、交付申請日時点において、事業に必要な許可等を全て有したうえで事業を実施しており、今後も事業継続の意思があることを認めます。
- ☒ 代表者、役員又は使用人その他の従業員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員、及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当しません。
- ☒ 一般社団法人奈良県L P ガス協会から報告・立会検査等の求めがあった場合は、これに応じます。
- ☒ 申請内容に不正があった場合等、必要がある場合には、支援金の交付を受けた事業者名や対象施設名等の情報が公表されることに同意します。
- ☒ この申請に関し、全ての申請要件を満たしています。もし、虚偽が判明した場合は、交付決定の取消や支援金の返還等に応じます。また、この取消等により当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。
- ☒ 申請書類及び添付書類の内容について、一般社団法人奈良県L P ガス協会が行政機関や警察等に確認等を行うことに同意します。

5. 添付書類 （添付を確認後、☑してください）

		法人	個人事業主
(1)	LPガス販売事業登録証もしくは登録簿謄本の写し (第5回の交付申請時より変更のない事業所は不要です。)	☐	☐
(2)	県税の納税証明書（全税目）の写し※1 (奈良県内の事業所のみ) (第5回の交付申請された事業所は不要です。)	☒	☐
(3)	法人の履歴（現在）事項全部証明書の写し※2 <法人のみ>	☒	
(4)	申請者の身分証明書（運転免許証（両面）やマイナンバーカード（顔写真がある表面））又は 住民票※2 等のいずれかの写し <個人事業主のみ>		☒

※1 令和8年4月1日以降に取得したものを添付してください。

※2 交付申請日から3か月以内に取得したものを添付してください。

第5回提出済みまたは変更なしの場合は省略可

令和8年10月30日

一般社団法人 奈良県LPガス協会 会長 様

事業者名 奈良商店

代表者役職・氏名 奈良 太郎

住 所 奈良県奈良市大森西町 13-12

第6回 奈良県LPガス料金高騰対策支援金 実績報告書兼精算払請求書

奈良県LPガス料金高騰対策事業支援金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて下記のとおりその実績を報告します。

また、要綱第9条の規定により精算払いを請求します。

なお、支援金対象である一般消費者等は、奈良県内でLPガスを消費する者に相違ありません。

記

支援金申請額（消費者支援金＋事業者支援金） 金 170,000 円

消費者支援金	一般消費者等の件数	支 援 額
	100 件	120,000 円

事業者支援金	事務費	一般消費者等の件数	1 件あたり	支 援 額
	40,000 円	100 件	100 円	50,000 円

※（40,000 円）＋（一般消費者等の件数×100 円）＝支援額

注意：事業者支援金は 340,000 円 を上限とする。

消費者支援金と事業者支援金の一般消費者等の件数は同じ件数を記入

4. 添付書類 (添付を確認後、☒してください)

		法人及び個人事業主
(1)	「交付対象世帯一覧表」	☒
(2)	通帳等の写し ※第5回より変更のない場合は不要 (銀行名・支店名・口座種別・口座番号・名義人が写っているもの)	☒
(3)	請求書等の帳票 (任意の消費者5件分) ※一般消費者が5件未満の場合は全件数分 支援実績を確認するため、「交付対象世帯一覧表」から消費者名、請求額(支援額)が明示された請求書等の写しまたは電磁的記録されたものの提出を求める	☒

5. 振込先

第5回の申請時より 変更なし ☐

変更あり ☒

変更される場合及び新たに申請される場合はご記入ください。

南 都 (銀行コード: 0162)			☒ 銀行・金庫 組合・農協		J R 奈良駅前 (支店コード: 040)			本店・ ☒ 支店・出張所 本所・支所			
預金種類 (該当に○)	普通 ○	当座	口座番号 (右詰めで記入)	0	0	0	0	0	0	0	
フリガナ	ナラショウテン ナラ タロウ										
口座名義	奈良商店 ナラ 太郎										

交付対象世帯一覧

販売事業者名	奈良商店
支援を行った一般消費者等の件数	5件
支援の開始年月日及び完了年月日	令和8年10月20日 ~ 令和8年12月20日

No.	対象世帯番号 又は氏名	市町村名	支援実施月日及び支援額						合計
			10月		11月		12月		(最大1,200円)
1	0001	奈良市	20 日	1,200 円	日	円	日	円	1,200 円
2	0002	大和郡山市	日	円	20 日	1,200 円	日	円	1,200 円
3	0003	奈良市	20 日	400 円	20 日	400 円	20 日	400 円	1,200 円
4	0004	奈良市	20 日	600 円	20 日	600 円	日	円	1,200 円
5	0005	奈良市	日	円	20 日	600 円	20 日	600 円	1,200 円
6			日	円	日	円	日	円	円
7			日	円	日	円	日	円	円
8			日	円	日	円	日	円	円
9			日	円	日	円	日	円	円
10			日	円	日	円	日	円	円
11			日	円	日	円	日	円	円
12			日	円	日	円	日	円	円
13			日	円	日	円	日	円	円
14			日	円	日	円	日	円	円
15			日	円	日	円	日	円	円
16			日	円	日	円	日	円	円
17			日	円	日	円	日	円	円
18			日	円	日	円	日	円	円
19			日	円	日	円	日	円	円
20			日	円	日	円	日	円	円
21			日	円	日	円	日	円	円
22			日	円	日	円	日	円	円
23			日	円	日	円	日	円	円
24			日	円	日	円	日	円	円
25			日	円	日	円	日	円	円
26			日	円	日	円	日	円	円
27			日	円	日	円	日	円	円
28			日	円	日	円	日	円	円
29			日	円	日	円	日	円	円
30			日	円	日	円	日	円	円
合計			2,200 円		2,800 円		1,000 円		6,000 円

【記入例】 《お客様へ》 奈良県の支援により、10月分のLPガス料金から1,200円(消費税抜き)を減額いたします。 ※税込み1,320円の減額となります。	・記入例の赤字の部分については、事業者様で適宜修正の上、ご利用ください。
《お客様へ》 奈良県の支援により、 月分のLPガス料金から 円(消費税抜き)を減額いたします。 ※税込み 円の減額となります。	《お客様へ》 奈良県の支援により、 月分のLPガス料金から 円(消費税抜き)を減額いたします。 ※税込み 円の減額となります。
《お客様へ》 奈良県の支援により、 月分のLPガス料金から 円(消費税抜き)を減額いたします。 ※税込み 円の減額となります。	《お客様へ》 奈良県の支援により、 月分のLPガス料金から 円(消費税抜き)を減額いたします。 ※税込み 円の減額となります。
《お客様へ》 奈良県の支援により、 月分のLPガス料金から 円(消費税抜き)を減額いたします。 ※税込み 円の減額となります。	《お客様へ》 奈良県の支援により、 月分のLPガス料金から 円(消費税抜き)を減額いたします。 ※税込み 円の減額となります。
《お客様へ》 奈良県の支援により、 月分のLPガス料金から 円(消費税抜き)を減額いたします。 ※税込み 円の減額となります。	《お客様へ》 奈良県の支援により、 月分のLPガス料金から 円(消費税抜き)を減額いたします。 ※税込み 円の減額となります。
《お客様へ》 奈良県の支援により、 月分のLPガス料金から 円(消費税抜き)を減額いたします。 ※税込み 円の減額となります。	《お客様へ》 奈良県の支援により、 月分のLPガス料金から 円(消費税抜き)を減額いたします。 ※税込み 円の減額となります。

「第6回 奈良県LPガス料金高騰対策事業」スケジュール表

	実施内容	期間	R8.9月	10月	11月	12月	R9.1月	2月	3月
L P ガ ス 販 売 事 業 者	チラシを消費者に配布 (配付：9月24日(木)開始)	9/24(木)～							
	交付申請書⇒協会へ提出 (提出期限：10月30日(金)まで)	～10/30(金)							
	消費者のLPガス料金 (1,200円限度)を減額 ★交付決定通知書の日付以降から 値引き可 (値引き実施期限：12月31日(木)まで)	～12/31(木)							
	実績報告書⇒協会へ提出 (提出期限：1月22日(金)まで)	～1/22(金)							